

する検討会」を開催しました。

(配信日：R4.6.10)

自動運転の実用化に向けた実証実験や制度整備が進められており、今後は運転者の存在しない自動運転車を用いた運送事業が行われることも想定されます。

このため、国土交通省では、自動車運送事業者が従来と同等の輸送の安全等を確保しつつ自動運転車を用いた事業を行うために具体的に講ずべき事項等について検討するため、有識者や事業者団体等で構成する「自動運転車を用いた自動車運送事業における輸送の安全確保等に関する検討会」の第1回を6月8日(水)に開催しました。

※検討会資料については、以下リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000044.html

(2) 自動車の不正改造は、犯罪です。

(配信日：R4.6.3)

国土交通省では『不正改造車を排除する運動』として、関係省庁・団体と連携し、不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動を行っております。その一環として、各地方運輸局等が定める「強化月間」が6月1日(沖縄は10月1日)から始まり、街頭検査の実施など、安全・安心な車社会形成のための徹底した取り組みを行います。

(具体的な取組)

1. 不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動

○政府広報ラジオCMにおける啓発 ※JFN系全国38局ネットで放送予定

○ポスターやチラシの貼付、配布及びSNS等への掲載

○バス車両前面への広報横断幕の掲示

2. 不正改造車を排除するための街頭検査の実施

○警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携して街頭検査を実施し、違反車両に対して整備命令を発令

3. 不正改造車に関する情報収集等

○「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」を設置し、通報があった情報をもとに、不正改造車ユーザーへ改善・報告を求める

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

(3) バス事業者における乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について

(配信日 : R4. 5. 6)

事業用自動車の安全確保の徹底につきましては、機会あるごとに注意喚起しているところですが、先月28日、高速乗合バス運転者が運転中にスマートフォンを操作し、乗客より注意を受けるといふ事案が発生いたしました。

事業用自動車の運転者、特に多数の旅客の命を預かるバス事業者においてこのような安全を軽視する行為を行ったことは極めて遺憾であります。

輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、これまでも「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき、様々な取組みを実施してきたところですが、改めて乗務中のスマートフォンの操作の禁止について徹底するとともに、同種事案の再発防止に努めていただくよう、貴傘下会員に対して周知徹底をお願いいたします。

(4) バス及びタクシーにおける安全確保の更なる徹底について

(配信日 : R4. 4. 28)

4月23日に北海道において観光船の海難により、乗客乗員が行方不明、死亡するという大変痛ましい事故が発生いたしました。

輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、これまでも「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき、様々な取組みを実施してきたところです。

つきましては、ゴールデンウィークや夏の多客期にあたり、改めて適切な運行管理の実施、車両の点検整備の確実な実施など、事故防止を徹底していただけますよう、傘下会員企業に対して周知徹底をお願いいたします。

(5) 貸切バス事業者を対象とした事業者講習会及び街頭指導の全国一斉実施について

(配信日 : R4. 4. 22)

貸切バス事業は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により著しく需要が減少しておりますが、今後、需要が徐々に回復していくことが予想されます。

す。

・ ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・ フリーダイヤル 0120-744-960 (年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

